

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
○大規模小売店舗の新設に関する届出（経営支援課）	1
○大規模小売店舗に関する変更の届出（ 〃 ）	1
○公共測量の終了の通知（用地対策課）	2
○道路の区域変更（3件）（道路課）	2
○道路の供用開始（ 〃 ）	2
○都市計画事業の事業計画の変更の認可（公園下水道課）	3
公 告	
○開発行為に関する工事の完了（都市計画課）	3

告 示

高知県告示第224号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成28年4月12日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出の概要

- 届出者の氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名
株式会社大屋 代表取締役 伊藤 慎太郎
- 届出者の住所
愛媛県西条市西田甲590番地2
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
m a c 東雲店
高知市東雲町142番地1ほか
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社大屋 代表取締役 伊藤 慎太郎
愛媛県西条市西田甲590番地2
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小売業者名	代表者名	住所
株式会社大屋	代表取締役 伊藤 慎太郎	愛媛県西条市西田甲590番地2

- 大規模小売店舗の新設をする日
平成28年11月24日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
3,591平方メートル
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の収容台数
150台
イ 駐輪場の収容台数
103台
ウ 荷さばき施設の面積
108平方メートル
エ 廃棄物等の保管施設の容量
35.5立方メートル
- 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社大屋	午前9時	午後12時

- 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午前零時30分まで
- 駐車場の自動車の出入口の数
2箇所
- 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

区分	時間帯
荷さばき施設(1)	午前6時から午後10時まで
荷さばき施設(2)	24時間
荷さばき施設(3)	午前6時から午後10時まで

2 届出年月日

平成28年3月23日

- 届出書及び添付書類の縦覧場所
高知県商工労働部経営支援課
- 意見書に記載すべき事項
(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
(3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
(4) 意見の内容

高知県告示第225号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成28年4月12日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出の概要

- 届出者の名称
株式会社大屋 代表取締役 伊藤 慎太郎
- 届出者の住所
愛媛県西条市西田甲590番地2
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
m a c 横浜東店
高知市横浜450番4ほか
- 変更した事項
ア 大規模小売店舗の名称
(変更前) m a c 瀬戸店
(変更後) m a c 横浜東店
イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

小売業者名	代表者名	住所
株式会社大屋	代表取締役 伊藤 慎太郎	愛媛県西条市西田甲590番地2

(変更後)

小売業者名	代表者名	住所
株式会社大屋	代表取締役 伊藤 慎 太郎	愛媛県西条市西 田甲590番地2
大三ミート産業株式会 社	代表取締役 大家 大 三	福岡県田川市伊 加利1824番地
株式会社イーティーズ	代表取締役 原田 航 太	福岡県鞍手郡鞍 手町室木795番 地20
ペペのやおや	代表取締役 藤江 久	高知市福井町 2092-11

(5) 変更年月日
平成28年2月1日

(6) 変更理由
店舗名称及び小売業者の変更のため

- 届出年月日
平成28年2月29日
- 届出書及び添付書類の縦覧場所
高知県商工労働部経営支援課
- 意見書に記載すべき事項

- 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- 意見の内容

高知県告示第226号

香南市長から平成27年10月高知県告示第620号（公共測量の実施の通知）で告示した公共測量が平成28年3月30日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成28年4月12日

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第227号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成28年4月12日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年4月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 国道
- 路線名 439号
- 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
吾川郡いの町小川柳 野字イデノヲク741 番1から 吾川郡いの町小川柳 野字向田2909番1ま で	前	3.1 }	872
	A	25.0	
吾川郡いの町小川柳 野字瓜ノ久保476番 1から 吾川郡いの町小川柳 野字向田2909番1ま で	前	12.5 }	880
	B	70.0	
吾川郡いの町小川柳 野字瓜ノ久保476番 1から 吾川郡いの町小川柳 野字向田2909番1ま で	後	12.5 }	880
		70.0	

高知県告示第228号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成28年4月12日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年4月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 有岡川登
- 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	前	5.9 }	291
		29.8	

四万十市横瀬字コノ 山2778番40から 四万十市手洗川字山 伏峠山4324番2まで	後	A	5.9 }	267
			29.8	
		B	8.2 }	278
			63.1	

高知県告示第229号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成28年4月12日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年4月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 七里仁井田
- 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡四万十町仁井 田字城ノ端760番1 から 高岡郡四万十町仁井 田字中切771番1ま で	前	3.6 }	126
		13.6	
	後	9.6 }	126
		24.5	

高知県告示第230号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成28年4月12日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年4月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路線名 有岡川登
- 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日

四万十市横瀬字コノ山2778 番36から 四万十市手洗川字山伏峠山 4324番4まで	393	平成28年4月12 日
-----------------------------------------------------	-----	----------------

27高須土第1243号	ガ谷1315番8の一部	内2番5号 四国電力株式会社 代表取締役 佐 伯 勇人
-------------	-------------	--------------------------------------

高知県告示第231号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成28年4月12日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 施行者の名称
香美市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
昭和58年10月高知県告示第693号高知広域都市計画下水道事業（香美市公共下水道）
- 3 事業施行期間
昭和58年10月25日から平成33年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
平成22年4月高知県告示第233号の事業地に香美市土佐山田町宮ノ口字茶屋ノ丸中、字中丸北、字中ノ丸下、字夢野南ノ丸、字茶屋丸北、字中丸上ミ、字東丸北、字東丸南及び字入舟、土佐山田町楠目字ヤカラシ、字下夕屋敷、字川添、字内田、字甫照及び字五反畑、土佐山田町植字ナル石並びに土佐山田町佐古藪字サコダを加え、同事業地のうち同市土佐山田町前山、土佐山田町植字マエヤマ、字ニシマエヤマ及び字シナシ北並びに土佐山田町宮ノ口字鹿落南ノ丸、字南酒屋床、字夢野酒屋屋床北、字西ノ丸ノ南、字西ノ丸ノ北及び字下赤亀地内において事業地を変更する。

公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成28年4月12日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成27年12月21日	須崎市池ノ内字スワ	香川県高松市丸の